

昭和十一年度一般會計歳出ノ財源ニ充ツル爲公債發行ニ關スル法律案委員會議錄(速記)第一回

昭和十一年度一般會計歲出ノ財源ニ充ツル爲公債發行
昭和三十二年勅令第七號(災害善後債發行ニ關スル件)(承
諾ヲ求ムル件)
昭和十一年度一般會計歲出
ノ財源ニ充ツル爲特別會計
ニ屬スル資金ノ繰替使用等
昭和三十二年法律第一號(改正
關スル法律案)(政府提出)
昭和三十二年法律第一號(改正
經費支辨ノ爲公債發行ニ關
スル件)(政府提出)
昭和九年法律第七號(改正
法律案)(滿洲事件ニ關スル
一時賜金トシテ交付スル公
債發行ニ關スル件)(政府提
出)
對支文法事業特別會計法中
改正支文法律案(政府提出)
關稅定率法中改正法律案
(政府提出)
大正十三年法律第二十四號
中正三法律案(贅澤品等ノ
輸出稅ニ關スル件)(政府提
出)
昭和七年法律第四號(改正
法律案)(輸入稅ノ從量稅率
ニ關スル件)(政府提出)
製鐵業獎勵法中改正法律案
(政府提出)

Figure 1

私委員長ニ就任致シマシタ、就キマシテハ引續キ理事ノ互選ヲ行ヒマス

○松本委員 理事ハ其數ヲ五名トシテ、委員長カラ御指名アランコトヲ希望致シマス
○金光委員長 松本君ノ御意見ニ御異議アリマセヌカ

〔異議ナシ〕ト呼フ者アリ

○金光委員長 御異議ナケレバ委員長ヨリ御指名申上ゲマス

駒井 重次君 矢野庄太郎君
岡本實太郎君 木村 正義君
田尻 生五君

ノ五名ヲ御推薦致シマス

會議

昭和十一年五月十二日(火曜日)午前九時三十八分開議

出席委員左ノ如シ

委員長金光 庸夫君

理事矢野庄太郎君 理事岡本實太郎君
理事木村 正義君 理事田尻 生五君

一宮房治郎君 松本 忠雄君
内藤久一郎君 池田 清秋君
仲井間宗一君 中 亥歳男君
武田德三郎君 中井 一夫君
岩瀬 亮君 倉元 要一君

篠原 義政君 末次虎太郎君
笠井 重治君 川村保太郎君
藏原 敏捷君

五月十一日

昭和十一年勅令第七號(災害善後ニ關スル經費支辨ノ爲公債發行ニ關スル件)(承諾ヲ求ムル件)、昭和十一年度一般會計歲出ノ財源ニ充ツル爲特別會計ニ屬スル資金ノ繰替使用等ニ關スル法律案(政府提出)、昭和七年法律第一號中改正法律案(滿洲事件ニ關スル經費支辨ノ爲公債發行ニ關スル件)(政府提出)、昭和九年法律第七號中改正法律案(滿洲事件ニ關スル一時賜金トシテ交付スル公債發行ニ關スル件)(政府提出)、對支文化事業特別會計法中改正法律案(政府提出)、關稅定率法中改正法律案(政府提出)、大正十三年法律第二十四號中改正法律案(贅澤品等ノ輸入稅ニ關スル件)(政府提出)、昭和七年法律第四號中改正法律案(輸入稅ノ從量稅率ニ關スル件)(政府提出)及製鐵業獎勵法中改正法律案(政府提出)
ノ審査ヲ本委員ニ付託セラレタリ
出席國務大臣左ノ如シ
商工大臣 小川郷太郎君
出席政府委員左ノ如シ

外務政務次官 猪野毛利榮君

外務省文化事業部長 岡田 兼一君

大藏政務次官 中島彌國次君

大藏省主計局長 賀屋 興宣君

大藏省主稅局長 山田 龍雄君

大藏省理財局長 廣瀬 豐作君

大藏書記官 谷口 恒二君

大藏書記官 松隈 秀雄君

商工省鑛山局長 小島 新一君

商工書記官 小金 義照君

本日ノ會議ニ上リタル議案左ノ如シ

昭和十一年度一般會計歲出ノ財源ニ充ツル爲公債發行ニ關スル法律案(政府提出)
昭和十一年勅令第七號(災害善後ニ關スル經費支辨ノ爲公債發行ニ關スル件)(承諾ヲ求ムル件)

昭和十一年度一般會計歲出ノ財源ニ充ツル爲特別會計ニ屬スル資金ノ繰替使用等ニ關スル法律案(政府提出)

昭和七年法律第一號中改正法律案(滿洲事件ニ關スル經費支辨ノ爲公債發行ニ關スル件)(政府提出)

昭和九年法律第七號中改正法律案(滿洲事件ニ關スル一時賜金トシテ交付スル公債發行ニ關スル件)(政府提出)

對支文化事業特別會計法中改正法律案

(政府提出)

關稅定率法中改正法律案(政府提出)

大正十三年法律第二十四號中改正法律案(贅澤品等ノ輸入稅ニ關スル件)(政府提出)

昭和七年法律第四號中改正法律案(輸入稅ノ從量稅率ニ關スル件)(政府提出)

製鐵業獎勵法中改正法律案(政府提出)

○金光委員長 是ヨリ引續キ議事ニ入リマス、付託サレテ居リマス十件ノ議案ヲ朗讀ヲ省略致シマシテ、之ヲ全部一括上程致シタイト存ジマス、先ヅ政府ヨリ提案ノ理由ヲ、本會議デ御説明ニハナッテ居リマスケレドモ、之ヲ補足サレル御考デアレバ、此際ニ提案理由ノ御説明ヲ願ヒタイト思ヒマス

○中島政府委員 昭和十一年度一般會計歲出ノ財源ニ充ツル爲公債發行ニ關スル法律案デアリマスルガ、是ハ本會デモ申上ゲマシタ通り、五億千二百九十萬圓ノ赤字公債ヲ發行スルコトデアリマシテ、是ハ簡單デアリマスルカラ、ドウカ御贊成ヲ願ヒマス

ソレカラ災害善後ニ關スル經費支辨ノ爲公債發行ニ關スル緊急處分勅令事後承諾案デアリマスルガ、是モ本會デ詳シク説明致シマシタガ、御承知ノ通り本年二月十二日帝國憲法第七十條ノ規定ニ依リマシテ、昭

和十一年勅令第七號ガ公布サレマシタノ
デ、帝國議會ノ開會ヲ待ツコトガ出來ナイ
災害ガアリマシタノデ、之ニ對シマシテ合
計内務省所管ト農林省所管ト六百七萬圓
ダケノ豫算外ノ緊急支出ヲ爲シタノデアリ
マス、事後承諾ヲ御願申ス件デアリマス
カラ、ドウカ御賛成ノ程御願申上ゲマス

ソレカラ其ノ次ノ昭和十一年度一般會計
歳出ノ財源ニ充ツル爲特別會計ニ屬スル資
金ノ繰替使用等ニ關スル法律案、是ハ特別
會計一般會計ノ整調ヲ目的トスルモノデア
リマシテ、一般會計ハ赤字ダラケデアリマ
スルガ、特別會計ハ之ニ反シ剩餘金ガ相當
出テ居リマスノデ、豐富ナ點ガアリマス
ノデ、一時繰替使用シテ助ケテ戴クト云フ
ガ、此法案ノ精神デアリマシテ、三百四十
萬圓ヲ通信事業特別會計カラ、ソレカラ七
百萬圓ヲ帝國鐵道特別會計カラ、ソレカラ
百四十萬圓ヲ關東局特別會計カラ、ソレカ
ラ百九十萬圓ヲ各朝鮮及臺灣總督府ノ特
別會計カラ、百四十五萬圓ヲ樺太廳特別會
計カラ、ソレカラ四十五萬圓ヲ南洋廳特別
會計カラ繰替使用スル所ノ法律案デアリ
マシテ、是モ一般會計財政窮乏ノ折柄、已
ムヲ得ズ斯ウ云フヤウナコトニナリマス
ノデ、ドウカ御賛成ヲ御願申上ゲマス

ソレカラ昭和七年法律第一號中改正法律
案デアリマスルガ、是ハ滿洲事件ニ關スル
經費ノ公債ヲ發行スル件デアリマシテ、一
億七千三百九十萬圓ダケ公債發行ノ權限ヲ
政府ガ得タイノデアリマス、ドウカ是ハ滿
洲事件費トシテ已ムヲ得ナイモノデアリマ
スカラ、宜シク御賛成ヲ御願致シマス

ソレカラ昭和九年法律第七號中改正法律
案デアリマスガ、是ハ陸海軍軍人ニ對シマ
シテ、事件ノ延長ト共ニ行賞ヲ行フ人ガ多
クナッテ參リマシタノデ、是ダケノ爲ニ公債
ヲ發行スルコトニナリマスノデ、此點モ本
會デ詳シク申上ゲマシタガ、是ハ簡單ナコ
トデアリマスカラドウカ宜シク願ヒマス
ソレカラ對支文化事業特別會計法中改正
法律案、是ハ今マデ三百萬圓ヲ使ッテ居リ
マシタノデアリマスガ、是ハ銀ガ騰ッテ圓ガ
下ッテ關係上、爲替ノ差損ガ生ジテ參リマシ
テ、百萬圓ダケ餘計使フコトガ出來ルヤウ
ニナリマシタノデスカラ、此百萬圓ヲ右法
律第七條ノ制限ヲ超過シ得ルコトト致シタ
イト考ヘルノデアリマス、簡單ナ事項デア
リマスカラ、是モ御賛成ヲ御願致シマス
ソレカラ一番面倒ナノガ關稅ノ改正デア
リマス、此關稅ノ改正ハ大體三ツノ點ニ分
ケルコトガ出來マス、第一ハ「シトロネラ」

油等十一品目ニ互リマスル改正ト、ソレカ
ラ是等ノ中デ「レモングラス」ノ如キ贅澤
關稅ノ中ニ入ッテ居リマシテ、後ニ贅澤關稅
ノ中デ無稅ニナッテ居ルノガアリマス、日本
ノ現在ノ工業狀態ニ於キマシテ、是ガ生産
サレルヤウナ情況ニナリマシタカラ、稅ヲ
課ケルト云フノガ一ツ、即チ「レモングラ
ス」ヲ無稅カラ除クノガ一ツト、モウ一ツ
ハ此十一品目ニ對シマシテ改正ヲ加ヘマシ
タ結果、御承知ノ通り三割五分ノ附加關稅
カラ是等ヲ除カナケレバイカヌト云フノガ
アリマシテ、之ヲ除クト云フ、此三ツノ法
律案カラ成ッテ居リマスノデ、詳シク之ヲ御
說明申上ゲマス

關稅定率法中改正法律案外二件ニ付キマ
シテハ、曩ニ本會ニ於テ私ヨリ大要説明ヲ
致シマシタガ、此機會ニ於テ少シク詳細ニ
中ノ改正案ニ付キマシテ各品目ニ付テ説明
致シマス、「シトロネラ」及ビ「レモングラ
ス」ハ現在無稅トナッテ居リマス、是等ノ品
物ハ大正十三年ニ贅澤稅法ガ施行サレマシ
タ際ハ、同法ニ依リ一度十割ヲ課セラレタ
ノデアリマスルガ、其當時ハ我國ニ其生産
ガ殆ド無ク、且ツ石鹼等ノ比較的下級香料
ニ使ハレテ居リマスルノデ、翌十四年ニ

同法カラ削除サレ、再ビ無稅トナッテ今日ニ
及ンダノデアリマスルガ「シトロネラ」油
ハ本品ノ儘デ石鹼ノ香料ニ用ヒラル、外
ニ、之ヲ分解シテ各種ノ香料ニ製セラレル
ノデアリマシテ、其原料植物ハ臺灣ニ於テ
研究栽培ノ結果、最近相當ノ生産ヲ見ルニ
至ッタノデアリマス、然ルニ世界ニ於ケル同
品ノ主生産地タル「ジャワ」産ノモノガ價
格ガ甚ダ低廉ナル爲、臺灣ニ於ケル其栽
培面積ノ増加ニモ影響ヲ及ボスコトガ尠ク
ナイノデ、之ニ適當ニ課稅シテ斯業ヲ保護
助成スベキデアルト認メタノデアリマス、
「レモングラス」油ハ小笠原島、臺灣等ニ於
テ生産セラレテ居リマスガ、又本品ト主成
分ヲ同ジクスル人造「レモングラス」油ガ
樟腦油カラ製造セラレテ居ルノデアリマ
ス、而シテ是等ハ殆ド全部「イオノン」ト
云フ、是モ今同稅率ヲ改正スルコトニナッ
テ居リマスル香料ノ原料ニ供セラレテ居ル
デアリマスガ、英領印度等ヨリ輸入セラル
ル「レモングラス」油ニ壓迫セラレテ居リ
マスノデ、適當ナル課稅ヲ爲ス必要ガアル
ト認メタノデアリマス、關稅率ニ付キマシ
テハ「シトロネラ」油ニ對シテハ、他ノ人造
香料等ノ稅率ヲ勘案シテ、從價三割五分ニ
當ル從量稅每百斤當リ四十一圓「レモンダ

ラス」油ニ對シテハ、他ノ人造香料ノ原料等ノ稅率ヲ勘案シテ、從價二割ニ當ル從量稅每百斤當リ七十二圓ト致スコトシタノデアリマス、此處デ一寸稅番ハ飛ビマスガ、「イオノン」ニ付テ申上ゲマス、是ハ「レモングラス」油カラ誘導シテ製シマスル人造香料デアリマシテ、菓ノ香ヲ有シテ居ルノデアリマス、本品ハ日本ニ於テ其生産ガ大ニ進歩シマシテ、殆ド自給自足ノ狀態ニアルノデアリマス、本品ハ現在從價二割ヲ課セラル、コトニナッテ居リマスガ、其原料タル「レモングラス」油ガ現在ノ無稅カラ每百斤七十二圓ニ改訂セラレル關係上、其製品タル「イオノン」ノ關稅率モ、ソレト權衡ヲ保ツヤウニ改正致シテ置クコトガ必要デアルト認メラレルノデアリマシテ、其稅率ハ原料タル「レモングラス」油ノ稅率引上ノ影響ヲ勘案シテ、毎斤三圓五十錢ト致シタ次第デアリマス、次ニ礦油ニ付テ申上マスガ、礦油ノ現行關稅率ハ大正十五年ノ一般改正ニ係ルモノデアリマス、其改正前ハ揮發油ハ每十「ガロン」五十錢、燈油ハ每十「ガロン」九十六錢ノ關稅ガ課セラレテ居ッタノデアリマシテ、揮發油ハ燈油ヨリモ低イ率デアッタノデアリマス、是ハ其率ノ制定當時ニ於テハ、揮發

油ノ利用ガ未ダ普及セズ、色々ナ方面ニ燈油ガ用ヒラレテ居ッタ爲メデアリマス、然ルニ其後段々揮發油ノ利用ト云フコトガ盛ニナリマシテ、其價格モ漸次高マリマシタノデ、大正十五年ノ改正ニ於テハ、少クトモ此兩者ニ對シテハ同一ノ稅率ヲ課スルノ必要ガアルト認メラレマシテ、此兩者ヲ合併致シマシテ每百「ガロン」八圓トシ、其後昭和七年法律第四號ニ依リ三割五分ノ増徴ノ結果、每百「ガロン」十圓八十錢トナリ、今日ニ及ンデ居ル次第デアリマス、然ルニ其後揮發油ハ益々需要ガ旺盛トナリマシテ、燈油ニ比較シテ價格モ騰貴致シテ參リマシタ爲メ、兩者ニ對シテ同一率ヲ課シテ置クト云フコトハ、關稅負擔ノ權衡上ヨリスルモ不適當デアルト認メラル、ニ至ッタノデアリマス、少クトモ兩者ハ其ノ價格ニ對シテ同一割合ノ稅ヲ負擔セシムルノガ適當ト考ヘラレマスノデ、從來攝氏十五度ニ於ケル比重〇・八七六ニテ超エザルモノトシテ掲上セラレテ居リマシタモノ、中カラ、〇・八〇一七ヲ超エザルモノ、即チ揮發油ト〇・八四九八ヲ超エザルモノ、即チ揮發油トヲ區分シ、燈油ノ關稅率ハ現行稅率ヲ据置キ、唯其單位ヲ軒ニ改メテ每軒二十八圓五十錢トシ、揮發油ニハ此燈油ト稅ノ負擔割合ガ

略同一ニナリマシヤウニ、每軒三十三圓トスルヲ適當ト認メタ次第デアリマス、尙ホ機械油等ハ本邦ニ於テ多量ニ生産セラレ居ルニ拘ラズ、其稅率ノ低イ爲ニ外國カラ輸入セラレテ居ル現狀デアリマスルカラ、大體三割程度ニ當ルヤウニ稅率ヲ引上ゲタノデアリマス、原油及重油ノ改正ハ、主トシテ今回ノ揮發油ノ關稅改正率ニ順應スルヤウニ改正セントスルノデアリマシテ、其引上方ハ原油中ニ含マレテ居ル揮發油分ニ對シテノミ、今回揮發油其モノニ對シテ引上ゲタト同一程度ノ引上ゲヲ行フコトト致シタノデアリマス、「パラフィン」ハ現在融解點攝氏四十五度ヲ超エザルモノニ限り「シェール」油ヨリ分餾シタル粗製ノモノガ無稅トセラレテ居リ、四十五度以上ニナリマスト有稅トナッテ居リマス、此爲ニ滿洲カラ輸入シマスル場合ニ、色々不便ナ點ガアリマスル點ニ鑑ミ、此際「シェール」油ヨリ分餾シタル粗製「パラフィン」ハ、融解點ノ如何ヲ問ハズ無稅ニシヨウトスルノデアリマス、「パラフィン」ニ關スル改正ハ是レダケデアリマシテ「シェール」油關係以外ノモノニハ何等ノ改正モナイノデアリマス、次ハ「アスピリン」等ノ藥品ノコトニ付テ御説明申上ゲマス、今回改正セントスル藥品ハ、「アスピ

リン」「アンチピリン」「ヂメチルアミノアンチピリン」及炭酸「グアヤコール」ノ四品デアリマス、是等ノ藥品ハ何レモ「コールタール」系ノ藥品デアリマシテ「コールタール」分餾物カラ誘導シテ製セラレルモノデアリ、御承知ノ如ク「アスピリン」「アンチピリン」及「ヂメチルアミノアンチピリン」ハ解熱鎮痛劑ニ、又炭酸「グアヤコール」ハ肺結核ノ治療劑等ニ供セラルル重要ナル醫藥デアルノミナラズ、前ニ申上ゲマシタ通り「コールタール」分餾物カラ製造セララルモノデアリマス爲メ、其製造工程ハ他ノ爆藥染料等ノ製造工程等トモ密接ナ關係ガアリ、斯業ノ確立ヲ見ルコトハ誠ニ邦家ニ取リ必要ナコトデアアルノデアリマス、是等藥品ノ生産ハ、本邦ニ於テモ永年苦心研究セラレテ居リ、内務省ニ於キマシテモ其生産ニ關シ獎勵金ヲ交付シテ居リ、最近漸ク外國品ニ劣ラス品質ノモノガ生産セラルルヤウニナリマシタガ、現在「アスピリン」ハ其原料タル「サリチール」酸ト同一率ヲ課セラレテ居リ、其他「アンチピリン」等ノ現行關稅率ハ甚ダ低率ト相成ッテ居リマス爲ニ、廉價ナ外國品ガ輸入セラルルコトナリ、品物ニ依リマシテハ其輸入額ハ餘リ多量デナイニ致シマシテモ、事業經營上ハ大ナル邪

魔ト相成ッテ居ル有様デアアルノデアリマス、
隨ヒマシテ是等藥品ノ稅率ハ適當ニ之ヲ引
上ゲマシテ、斯業ヲ保護スル必要ガアルト
思料セラレマス、就キマシテ其稅率デアリ
マスガ、是等ハ何レモ從價三割五分ニ相當
スル從量稅ニ改正スルノヲ適當ト認メタ次
第デゴザイマス、尙ホ三割五分ト申シマス
ルノハ「コールドタル」系ノ化學藥モ只今同
程度ノ保護率ニ相成ッテ居リ、其他「ブロー
ム」鹽類等ノ醫藥モ同程度ノ保護率ヲ設ケ
ラレテ居ルノニ則ツタモノデアリマス、尙
ホ同時ニ「アスピリン」ハ現在其原料タル
「サリチール」酸ト同一項目ニ含マレテ居ル
ノデアリマスガ、是ハ稅表中ニ於キマシテ
新ニ分離特掲スルコトナルノデアリマス、
次ハ帶鐵デアリマスガ、現行法ニ於キ
マシテハ稅表第四百六十二號ノ鐵ノ内デ第
八項「リボン」、第九項帶（鐵）ト相成ッテ居
リマス、而シテ其稅率ハ「リボン」ハ從價一
割、帶（鐵）ハ從價五分ニ定メラレテ居ル
ノデアリマス、是ハ大正十五年迄ハ兩者共
從價一割五分デアッタノデアリマス、然ルニ
同年ノ改正ニ於キマシテ、鐵ノ帶ハ當時本
邦ニ其生産ナク、自轉車ノ車體、荷車ノ車輪
等ノ材料ニナリ、又包裝材料トシテ鐵ニモ
用ヒラレ、輸出貿易ニ必要ナル材料デアアル

等ノ事情ニ鑑ミマシテ、之ヲ從價五分ニ引
下ゲラレタノデアリマス、又鐵「リボン」ハ
鐵ノ帶ヲ更ニ冷イ儘デ、即チ熱ヲ加ヘナイ
デ「ロール」ノ力ヲ以テ加工セラレルモノデ
アリマスル關係上、其引下ヲ從價一割ニ止
メテ今日ニ及ンデ居ルノデアリマス、御承
知ノ如ク本邦ノ製鐵事業ハ近年順調ナ發達
ヲ遂ゲ、殆ド總テノモノガ生産セラレテ居
リマスガ、鐵ノ帶ハ色々研究ハ致サレマシ
タガ、最近迄其生産ヲ見ルニ至ラナカッタノ
デアリマス、所ガ漸ク最近ニ至リマシテ生
産ガ開始サレルヤウニナリ、其成績モ月々
ト改善セラレテ居リ、新ニ其生産ヲ計畫シ
テ居ル者モアルト云フコトニナツタノデア
リマス、ソレデ現在設備ノ能力ヲ十分ニ發
揮スレバ、本邦ノ需要ノ大部分ハ供給シ得
ルノ域ニ達シテ居ル現狀デアリマシテ、其
品質ニ於キマシテモ外國品ニ遜色ナイノデ
アリマス、併ナガラ外國ニハ強力ナ販賣組
合ガアル模様デアリマシテ、本邦ニ鐵ノ帶
ノ生産ガ開始セラレマスルヤ、從來ノ市場
ヲ失ハザル爲メ、直チニ競争的態度ニ出ル
傾向ニ在ルノデ、若シサウ云フコトニデモ
ナリマスレバ、斯業ハ相當困難ナ立場ニ在
ル現狀デアリマス、ソレデ此際關稅ニ依リ
マシテ保護ヲ加ヘ、其順調ナ發達ヲ計ル必

要ガアルト思料セラル、ノデアリマス、次
ニ「リボン」ハ帶ヲ更ニ冷間壓延シテ製スル
コトハ前ニ申上ゲタ所デアリマスガ、其關
係上鐵ノ帶ノ關稅率ヲ改正スルトキニハ、
同時ニ「リボン」ノ關稅率モ改正スル必要
ガアルノデアリマス、唯「リボン」ノ内炭素
ノ量ガ〇・七五%以上ノ高炭素鋼ノモノハ、
現在本邦ニ其生産ガナク、製材用帶鋸等ノ
重要ナル材料デアリマス關係上、其稅率ハ
据置ク必要ガアルト考ヘラレマス、ソレデ
本邦ニ生産ノナイ高炭素鋼ノ冷間壓延シタ
モノダケヲ區別シテ、稅表番號第四百六十
二號鐵ノ八ニ之ヲ規定シ、從來ノ通り從價
一割ニ据置キ、次ニ其他ノ一切ノ帶ヲ九ト
シテ此處ニ包括スルコトトシ、冷間壓延シ
タルモノハ加工ノ點ヲ勘案シテ從價二割五
分ニ、其他ノモノハ一般ノ鋼材、例ヘバ
「バー」トカ「レール」等ノ稅率ガ、現在約二
割程度ニ當ッテ居リマスカラ、是ト權衡ヲ取
リ、從價二割ニ相當スルヤウニ、各其幅ニ
依リマシテ毎百斤一圓七十錢、又ハ一圓五
十錢ニ改メルノヲ適當ト認メタ次第デゴザ
イマス、最後ニ「アルミニウム」ニ關シテ御
説明申上ゲマス、申ス迄モナク「アルミニ
ウム」工業ハ産業上、國防上極メテ重要ナ
産業デアリマシテ、斯業ノ確立ハ眞ニ望マ

シイノデアリマス、我國ニ於テモ既ニ大正
五年頃カラ之ヲ工業的ニ製造シヨウト云フ
企ガアッタト承知致シテ居ルノデアリマス、
其後大正十五年頃ニ「アルミニウム」ニ關ス
ル委員會ガ設立セラレ、各方面ノ「アルミ
ナ」及ビ「アルミニウム」製造研究ノ結果ヲ
持寄り、協議シタコトガアルト記憶致シテ
居ルノデアリマス、併シナガラ種々ナ點ニ
於テ困難ガアリマシテ成功スルニ至ラナ
カッタノデアリマスガ、近年漸ク其研究ガ完
成シマシテ、工場モ操業ヲ開始シ、其生産
モ相當多量ニ上リ、其品位ニ於テモ概ネ外
國品ニ比シ遜色ナキモノガ出來ルコトニ
ナツタノデアリマス、然ルニ現行稅率ハ本邦
ニ生産ノナイ時代ニ制定セラレタ爲ニ甚ダ
低率デアリマシテ、大體塊、錠等ハ從價五
分ヲ標準トシテ居リ、今日モヤハリ約五分
ニ當ルニ過ギナイ儘デ置カレテ居ルト云フ
有様デアリマス、尙又最近迄本邦ノ「アル
ミニウム」ノ需要ハ、殆ンド全部外國品ニ
依ッテ供給サレテ居ッタ爲ニ、本邦「アルミ
ニウム」市場ニ於ケル外國「アルミニウム」
ノ勢力ハ相當強固ナモノガアリ、同時ニ外
國會社ハ其製品ノ販賣ニ關シテ互ニ協定ヲ
遂ゲテ居ルラシク、本邦ニ「アルミニウム」
ノ生産ガ開始セラルルヤ、必然競争的態度

ニ出ヅルモノト考ヘラレルノデアリマシテ、既ニ其兆候ガ明瞭ニ現ハレ、斯業ハ可ナリノ脅威ヲ感ジテ居ルノデアリマス、隨ヒマシテ此際「アルミニウム」ノ關稅率ハ、從來ノ本邦ニ生産ノ無カッタ時代ノ儘デアリマスモノヲ、適當ニ改正シテ斯業ヲ保護シ、其順調ヲ發達ヲ計ルノ必要急ナルモノアリト思料スル次第ゴザイマス、就キマシテハ其稅率デアリマスガ、此工業ハ一種ノ化學工業デモアリ、又他ノ輕金屬、例ヘバ「マグネシウム」ノ稅率ガ、從價ニ割カラ計算シテ定メラレテ居ル先例モアリマ斯诺デ、從價ニ割程度ノ從量稅ニスルノガ適當デアルト考ヘラレマス、條、竿及板トカ線、管等ノ稅率ハ、唯今回其材料タル塊ノ稅率ヲ引上ゲタ關係上、其影響ダケヲ加味勘案シタモノニ過ギナイノデアリマス、次ニ箔デアリマスガ、是ハ現在「アルミニウム」ノ關稅率ヲ規定シテアル稅表番號中ニ含マレテ居ナイノデアリマシテ、是ハ第四百七十六號ノ中ノ箔ノ所デ、從價ニ割五分ヲ課セラレテ居リマスガ、之ニ對シテモ塊等ノ關稅改正ノ影響ハ考ヘテヤル必要ガアリマスガ、此第四百七十六號ノ箔ニハ、獨リ「アルミニウム」ノ箔バカリデナク、稅表ニ特掲ノナイ諸々ノ箔ガ皆分類セラレ居ル

關係上「アルミニウム」箔ダケニ對シテ此際影響ヲ加味スル爲ニハ、之ヲ特掲スル必要ガアリ、又是ハ年々相當ノ量ガ輸入セラレテモ居リ、同時ニ本邦ニ相當ノ生産モアリマスノデ、今回之ヲ「アルミニウム」ノ中ニ特掲シテ、其稅率ハ條、竿等ト同様ニ、現在ノ稅率ニ今回「アルミニウム」塊ノ稅率改正ノ影響ダケヲ加算シタノデアリマス、次ニ屑及故ノ「アルミニウム」デアリマスガ、是ハ只今從價五分トナッテ居リマスガ、是ハ輸入後再熔解シマシテ、直チニ塊、錠等ト同様ニ食器等ノ「アルミニウム」製品ノ製造材料トシテ使用セラレ、全ク「アルミニウム」塊ト同様ナル方面ニ使用セラレル關係上、其稅率ハ塊、錠等ト同一ニシテ置カナケレバ「アルミニウム」關稅改正ノ效果ガ背後カラ崩サレル虞ガアリマスノデ、塊、錠ト同ジ率ヲ盛ル必要ガアルト考ヘマシタ次第デアリマス、「アルミニウム」合金ハ、是モ只今稅表ニ特掲ガゴザイマセヌノデ、第四百七十六號ニ屬スルコトニ相成ッテ居リ、其形狀ニ依ッテソレノ同號中ノ項目ニ從ヒ課稅セラレテ居リマスガ、主トシテ輸入セラレマスモノハ塊、錠ト屑、故デアリマス、是等ノ塊、錠及ビ屑、故等ハ、其ノ用途ハ大體「アルミニウム」ノ塊、錠ト同様デア

リマシテ、其價格モ「アルミニウム」ニ比シ大ナル開キノナイ現狀デアリマスノデ、ヤハリ「アルミニウム」ト同一率ヲ課スルヲ適當ト認メタ次第デアリマス
次ニ大正十三年法律第二十四號中改正法律案ニ付テ申上ゲマス、大正十三年法律第二十四號ト申シマスノハ、贅澤品等ノ輸入稅ニ關スル法律デアリマシテ、本法ノ別表ニ掲ゲラレマス物品ニ對シテハ、當分ノ中一般關稅率ニ依ラズシテ、從價十割ノ輸入稅ヲ課スト云フ趣旨ノ法律デアリマス「シトロネラ」油及ビ「レモン格拉斯」油ハ、關稅定率法別表輸入稅表番號第九十五號一芳香性ノモノノ中ニ含マレテ居ルノデアリマスガ、此芳香性ノモノハ本法別表ニ掲ゲラレテ、一應十割關稅ガ課セラレルコトナッテ居リ、其中デ「シトロネラ」油「レモン格拉斯」油ハ、既ニ申上ゲタ通り十割課稅除外品目トシテ列記セラレ、無稅トナッテ居ルノデアリマス、又「イオノーン」ハ關稅定率法別表輸入稅表番號第二百二十九號中ニ含マレテ居ルノデアリマス、而シテ右第二百二十九號ノ中人造香料ニハ、一應十割關稅ガ課セラル、コトトナリ、然ラザルモノハ除外品目トシテ特ニ列記セラレテ居ルノデアリマシテ「イオノーン」モ其除外品目中ニ

列記セラレテ居タノデアリマス、ソコデ今回ノ關稅定率法中ノ改正ニ伴ヒ、是等三品ハ別ノ項目ニ移ルコトニナリマスノデ、本法ノ別表モ同時ニ整理シ置クヲ適當ト認メタノデアリマス、又第二百九十九號ノ項ノ改正ハ、昭和十年法律第三十八號關稅定率法中改正法律ニ依リ、關稅定率法別表輸入稅表番號第二百九十九號第四項ヲ削除シ、第五項ヲ第四項ニ、第六項ヲ第五項ニ改正セラレマシタノデ、之ニ對應シテ整理スルコトトシタノデアリマス、尙ホ第九十五號ノ項及ビ第二百二十九號ノ項ノ品目ニ付キマシテハ、資源ニ關スル標準用語ニ依リ、名稱ノミヲ改正シタモノガアリマス、要スルニ今回ノ大正十三年法律第二十四號中改正法律案ハ實質上從來ト何等變更ナク、唯法文ノ記載方ニ關スル整理の改正ニ過ギナイノデアリマス
最後ニ昭和七年法律第四號中ノ改正法律案ニ付テ申上ゲマス、昭和七年法律第四號ト申シマスノハ、御承知ノ通り輸入稅ノ從量稅率ニ關スル法律デアリマシテ「關稅定率法別表輸入稅表ニ定メタル從量稅率ハ當分ノ内之ヲ百分ノ百三十五トス但シ同輸入稅表ニ掲グル物品ニシテ本法ノ別表ニ掲グルモノノ從量稅率ハ此ノ限ニ在ラズ」ト云

フノデアリマス、今回ノ關稅定率法中改正法律ニ依リマシテ、其稅率ヲ改正セラルベキ「シトロネラ」油、「レモングラス」油、礦油

「アスピリン」「アンチピリン」「デメチルアミノアンチピリン」「炭酸」「グアヤコール」「イオノン」帶鐵ノ中冷間壓延セザルモノ、及「アルミニウム」ノ中從價稅ヲ盛ラレタル線及管ヲ除キタル塊、錠等ハ、其生産、輸入及需給ノ關係等諸般ノ事情ヲ勘案シテ、其從量稅率ヲ配シタモノデアリマスカラ、

此上三割五分ヲ附加スルノ必要ヲ認メナイノデ、前例ニ依リマシテ本法ノ別表ニ追加スルコトトシタノデアリマス、又「パラフィン」ニ關シマシテハ、前申上デマシタ通り「シェール」油ヨリ分餾シタルモノニシテ粗製ノモノハ、全部無稅トスルト云フ改正ヲ爲サントスルノデアリマシテ、ソレ以外ハ課稅ノ變更ヲ來ス必要ヲ認メナイノデアリマス、而シテ本法ノ別表ニ掲ゲラレテ三割五分ノ關稅ヲ附加セラレテ居ナイモノ、

即チ現行法ノ一ノ乙ニ記載セラレテ居リマス所ノモノハ、關稅定率法中改正法律ニ於キマシテハ、二ノ甲ニ記載セラルコトトナリマスノデ、是ノミヲ本法ノ別表ニ掲ゲルコトトシタノデアリマス、尙ホ御質問ニ依リマシテ、ソレノ關係當局カラ更ニ詳

細ニ御答申上ルコトト致シタイノデアリマス

○岡本委員 私ハ議事ノ進行ニ付テ一寸申上ゲタイト思ヒマス、此委員會ニ付託セラレマシタ各案ガ、差當リ只今モ大分澤山アリマス、今既ニ掛ッテ居ルダケデモ十件モアルノデアリマス、勿論此中ニハ比較的簡單デ、早ク審議ノ了ルモノモアリマセウガ、又多少ノ時間ヲ要スルモノモアリマセウ、大體ニ於テ既ニ十件ト云フ工合デ、又此外ニ併託サレルモノモ出テ來ルカト思フノデアリマスガ、サウ困難ナ長時間ヲ要スルト云フヤウナ議案ハ餘リナイヤウニ見受ケルノデアリマス、而シテ私ノ見マス所デハ、

各案トモ總テ是ハ豫算ニ關係シテ居ル法案デアアル、斯様ニ私ハ思ヒマス、爾カ致シマスト、私考ヘマス所デハ、本來豫算委員會ガ終ヘマシテ、寧ロ豫算委員會ニ是ハ併託ニナッテ審議セラレルベキモノデアラウト思ヒマス、皆連絡ヲ保ッテ居リマス、是ガドウモ本來ノ性質デハナイカト思フノデス、併シ斯クナリマシテハ、或ハ遅クナルト云フヤウナ虞モアルガ爲メカ、別ニ此委員會ヲ獨立シテ作ラレタ、斯ウ云フコトニナッテ居ルノダト思ヒマス、ソコデ今此各案ヲ審議致シテ行キマシテ、豫算ノ方モ全部其儘

政府案ガ通過シ、本案モ何等異議ナク總テガ皆政府ノ原案ノ通り通過スレバ洵ニ無事デ、何等言フコトハアリマセヌガ、豫算委員會ノ終ヘザル先ニ本案ノ可否ヲ決定スルト云フコトハ、少シ順序ガ違ッテ居ル、斯様ニ私考ヘルノデアリマス、殊ニ豫算委員會ノ開會中ハ、大臣初メ政府ノ要路ノ方々ハ多クアチラヘ行ッテ居ラレマシテ、コチラヘ來テ御説明、或ハ質問ニ對シテノ應答等ガ出來得ナイ、斯ウ云フヤウナ事情モ多分ニアルト思フノデアリマス、ソレデ私ハ今此處デ議事進行デ申シマスノハ、本來ノ理窟カラ言ウタナラバ、是ハ豫算委員會ガ濟ムマデ先ヅ此委員會ヲ休止シテ戴イテ、委員會ガ濟ンダナラバ直グサマ一瀉千里ニヤッテ戴イテ、サウシテ向フノ豫算委員會ト歩調ヲ合セル、斯ウ行クノガ理窟カト思フノデス、併ナガラ總テガ理窟通り嚴重ニ行クモノデハナイカラ、委員會ヲ御開キニナルコトハ私ハ別ニ異議ハアリマセヌガ、唯其御含ミデ質問應答トカ、或ハ材料ヲ取ルトカ、所謂決ヲ採ル準備ノコトダケヲ總テスル、サウシテ豫算委員會ガ濟ンデカラ、最後ニ決ヲ採ル、斯ウ云フ議事ノ進行方法デ行ッテ戴キタイト考ヘマス、從來ノ慣例ヲ見マスト云フト、サウデナクシテ、豫算委員

官廳ノ認可ヲ受ケ法定能力以上ノ製鐵設備ヲ新設又ハ増設致シマシタル製鐵事業者ニ對シマシテ、所得稅及ビ營業收益稅ヲ免除致シテ居ルノデアリマスルガ、本邦製鐵事業ノ相當發達シタル現況ニ鑑ミマシテ、全然之ニ免稅ノ特典ヲ受ケシムルノハ過當ナル保護ニ失シマスルノデ、其事業收益ガ、法人ニアリマシテハ各事業年度、個人ニアリマシテハ各年ノ資本金額ノ年百分ノ十ノ割合ヲ以テ算出シタル金額ヲ超過致シマスル場合ハ、其超過利益ニ對スル所得稅、營業收益稅ハ之ヲ免除セヌコトト致シマシタノデアリマス、法人ノ場合ニ其資本金額ノ年一割相當額ヲ免稅點ト致シマシタノハ、其收益ガ資本金額ノ年一割ヲ超ユル如キ場合ニ於キマシテハ、其一割ヲ超ユル收益ニ對シ課稅致シマシテモ、通常ノ利益配當ヲ行ヒマシタ上、相當ノ社内留保ヲ爲シ得ルモノト考ヘラレマスルノデ、是ガ保護ニ缺クル所ナシト認メマシタカラデアリマス、尙ホ此場合ニ於テ資本金額ト申シマスルノハ、拂込資本金ノミナラズ、諸積立金ヲモ含メマシタモノトスル積リデ居リマス、個人ノ免稅點ニ付キマシテモ、法人ノ場合ニ準ジタノデゴザイマシテ、其資本金額ハ當該製鐵事業ニ屬スル固定資本及ビ運轉資本ノ合計

額ニ依リ豫定デゴザイマス、次ニ現行獎勵法第七條ニ於キマシテ、所得稅及ビ營業收益稅ノ免除ヲ受クル製鐵事業ニ對シテハ、地方稅ハ之ヲ免除スルコトト相成ッテ居リマスルガ、今回ノ改正ニ依リ賦課セラル、所得稅及ビ營業收益稅ノ附加稅ニ付テノミ之ヲ賦課シ得ルコトトシ、其他ノ地方稅ハ從前通り賦課シ得ザルヤウニ致シマシタ、次ニ今回ノ改正法ハ、其ノ改正ノ趣旨ニ鑑ミマシテ、今後新ニ認可ヲ受クル者ノミナラズ、現ニ免稅ヲ受ケツ、アル者ニ對シマシテモ、ヤハリ之ヲ適用致シマスルノヲ適當ナリト認メタ次第デゴザイマス、尙ホ朝鮮ノ稅令ニモ製鐵業獎勵法ノ免稅規定ト同ジ規定ガゴザイマシテ、今回同様ナル改正ヲ致シマスルニ付キマシテハ、内地ニ本店ヲ有シ、朝鮮ニ工場ヲ有スル製鐵事業者ニ對シテ、兩地ノ所得及ビ資本金額ヲ通算シテ、一括改正法ヲ適用致シマスルヲ適當ト認メマシテ、附則ニ所得稅法ノ施行ニ關スル大正九年法律第十二號中改正法律案ヲ掲ゲタル次第デゴザイマス、製鐵業獎勵法中改正法律案ハ上述ノ趣旨ニ基キマシテ立案セラレタルモノデゴザイマス、何卒十分御審議ノ上御賛成アラントヲ希望致シマス

○金光委員長 資料ノ提出ヲ御希望ノ方ハ御申出ヲ願ヒマス
○松本委員 大藏省カラ各特別會計別ノ剩餘金、昭和七年度以降ノ年度別ノ數字ヲ御示シ願ヒマス、尙ホ一般ノ資料ノ御提出ガマダアルベキコトト存ジマスルガ、只今マデ頂戴致シマシタノハ、製鐵業獎勵法中改正法律案ノ參考資料デ、其他ノ資料ハ一ツモ御提出ガゴザイマセヌ、政府ノ方ハ如何ニモ審議ヲ御急ギニナル模様デゴザイマスガ、材料ノ御提出ガ遅レルト云フコトハ、頗ルオ五ニ遺憾ト存ジマスカラ、他ニ御出シ下サル材料ガアレバ、速ニ御出シヲ願ヒタイト思ヒマス、若シ御出シ下サルモノガナケレバ、澤山請求シナケレバナリマセヌガ、其點如何デゴザイマスカ
○中島政府委員 松本君カラ御尋ノ特別會計ニ於ケル剩餘金ニ付キマシテハ、簡單デアリマスカラ此處デ申上ゲデモ宜シウゴザイマスガ、又其他ノモノト一緒ニシテ提出シタ方ガ宜シウゴザイマスカ、一般ノ資料ト言ハレマシタガ、出來レバ名稱ヲ御示シ下サイマスナラバ、如何様ニモ御取計ヒ申上ゲマシテ、御満足ノ行クヤウニ致シタイト考ヘテ居リマス

○松本委員 特別會計ノ剩餘金ハ簡單ト申サレケレドモ、サウ簡單デハナイノデアリマス、各特別會計別ニ昭和七年度以降ノ年度額ヲ御示シ願ヒタイト思ヒマス、其他ノ一般ノ資料ト申シマスノハ、只今御説明ニナツタ關稅ノ改正ノ如キハ、相當多數ノ參考書類ヲ戴カナケレバナリマセヌガ、多分其御用意ガアルト思ヒマスガ、如何デゴザイマスカ
○中島政府委員 關稅ノ改正ニ付キマシテハ、現行稅率ト改正稅率、其他ノ對照表ニ付キマシテ用意ガアリマスルカラ、御配リスルコトニ致シマス、其他ノ材料ニ付キマシテハ、名稱ヲ御話下サイマスナラバ、如何様ニモ作製致シマシテ提出致シマス
○松本委員 只今ノ材料ノ御話デアリマスガ、關稅ノ材料ニ付テハ、舊稅率トモ對照スルト云フコトデアリマスガ、是ダケデハナク、少クトモ只今關稅ヲ御引上ニナラウト云フヤウナモノノ國內ノ生産狀況ヲ御示シ願ヒタイシ、更ニ過去ニ於ケルソレ等ノ品物ノ輸入ノ數量ト云フヤウナモノハ、統計ニ當然御示シ下サツテ然ルベント思ヒマス、ソレヲ御示シ戴イタ上デ、更ニ必要ナモノガアレバ請求致シマス
○矢野委員 私モ材料ノコトニ付テ政府ニ願ヒタイ、ソレハ今岡本君カラ御話ノアリマシタ通りニ、此委員會ニ付託セラレタル

各案ハ、豫算ト關係ヲスルモノガ多イノデアリマスカラ、豫算委員會ニ配付セラレタ参考書ハ、成ルベク當委員會ニモ御配付ヲ願ヒタイ、ソレカラ製鐵業獎勵法中改正法律案ノ参考書ノ中デ、免稅ヲ受ケル製鐵會社ニ關スル色々ノ材料ハ戴イテ居リマスガ、免稅ヲ受ケナイ製鐵會社ニ付テノ材料モ戴キタイ、ソレダケデアリマス

○中島政府委員 松本君カラ話サレタ十一品目ニ互リマシテノ本邦ニ於ケル生産、外國カラノ輸入、ソレカラ其他稅率ノ新舊、全部調べデアリマスカラ、表ニシテ差上ゲルコトニ致シマス、ソレカラ矢野君カラ御話ニナリマシタ點ニ付キマシテハ、豫算委員會ト同ジヤウナ材料ヲ提供セヨト云フコトデアリマスガ、其方モ極力サウ云フ風ニ致シマス、ソレカラ免稅セラレナイ會社ニ付テハ、是ハ商工省ノ管轄デアリマスカラ、商工省ニ申傳ヘルコトニ致シマス

○金光委員長 參考資料提出ノ御要求ハゴザイマセスカ——今御考付ガゴザイマセネバ、次ノ機會マデニ御考置キヲ願ヒタイト思ヒマス、對支文化事業特別會計法中改正法律案ノ提出理由説明ノ爲ニ、今外務大臣若クハ政府委員ノ出席ヲ要求シテ居リマスカラ、一寸御待チヲ願ヒマス——對支文化

事業特別會計法中改正法律案ニ付キマシテ、政府委員ヨリ提案理由ノ御説明ガゴザイマス

○猪野毛政府委員 對支文化事業特別會計ノ歳出額ハ、對支文化事業特別會計法第七條ニ依リマシテ、寄附金ニ依ルモノヲ除クノ外毎年度三百万圓ヲ超過シ得ナイコトニナツテ居リマス、然ルニ輓近時代ノ推移ニ伴ヒマシテ、臨時ニ増額ヲ要スルモノガアリマス同時ニ、歳入ノ方面ニ於キマシテハ、偶々當初豫想シテ居ラナカッタ、團匪賠償金收入ニ伴フ爲替差損ヲ生ジテ居リマスルノデ、昭和十一年度以降當分ノ中百万圓ヲ限り、右法律第七條ノ制限額ヲ超過シ得ルコトニ致シタイト考ヘルノデアリマス、是ガ爲ニ該法律ノ改正ヲ要シマスルノデ、本法律案ヲ提出致シタ次第デアアルノデアリマス、斯ウ云フ次第デアリマスカラ、宜シクドウゾ御審議ヲ願ヒマス

○一宮委員 本議案ヲ審議スルニ付キマシテ、材料ヲ要求シタイト思ヒマス、ソレハ對支文化事業委員會ノ構成ニ關スル書類、詰リ委員會ノ規則及ビ其構成員、ソレカラ對支文化事業團體ノ種類、及ビソレニ對スル補助額ニ關スル書類、ソレカラ外務省ハ對支文化事業以外ニ何等カノ文化事業ヲ營

ンデ居ラレルカ、若シ其文化事業ヲ營ンデ居ラレルナラバ、ソレニ關スル書類、或ハソレ等ノ團體ニ對スル補助ヲナサツテ居ラレルナラバ、ソレニ對スル補助額ト云フヤウナモノノ關係書類ヲ、參考書類トシテ戴キタイト思フノデアリマス

○金光委員長 各委員ヨリ御要求ニ係ル參考資料ハソレ／＼御提出ヲ願ヒマス、尙ホ要求ガゴザイマセヌデモ、參考トナルベキ資料ガゴザイマシタラ、ドウカ進ンデ御提出ヲ願ヒタイト存ジマス、本日ハ此程度ニ止メタイト存ジマス、尙ホ次會ハ公報ヲ以テ御通知申上ゲマス、本日ハ是ニテ散會
午前十時五十分散會

